

実施機関	種別	申込期限	対象事由
日本学生支援機構	①家計急変（給付奨学金）	事由発生から 3か月以内	<p>(A) 生計維持者の一方（又は両方）が死亡</p> <p>(B) 生計維持者の一方（又は両方）が事故又は病気により、半年以上、就労が困難</p> <p>(C) 生計維持者の一方（又は両方）が失職（非自発的失業の場合に限る※）</p> <p>(D) 生計維持者が震災、火災、風水害等に被災した場合であって、次のいずれかに該当</p> <p>[1] 上記A～Cのいずれかに該当</p> <p>[2] 被災により、生計維持者の一方（又は両方）が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生</p> <p>※「非自発的失業」とは、雇用保険被保険者離職票（又は雇用保険受給資格者証）において、以下の離職理由コードに該当する場合を指し、これに該当しないときは、家計急変採用の対象となりません。</p> <p>1A(11), 1B(12), 2A(21), 2B(22), 2C(23), 3A(31), 3B(32), 3C(33), 3D(34)</p>
日本学生支援機構	②緊急採用 （第一種奨学金・無利子貸与）	事由発生から 12か月以内	<p>(ア) 生計維持者が失職・退職・休職した場合</p> <p>(イ) 生計維持者が死亡又は離別した場合</p> <p>(ウ) 生計維持者が破産した場合</p> <p>(エ) 震災、風水害、火災その他の災害等により生計維持者について支出が著しく増大、もしくは収入が減少した場合</p>
日本学生支援機構	③応急採用 （第二種奨学金・有利子貸与）		
宮城学院	④宮城学院新型コロナウイルス感染症緊急修学支援給付奨学金	事由発生から 3か月以内	<p>新型コロナウイルス感染症を事由とした家計急変により、今年の生計維持者の総所得見込が給与所得の場合は841万円以下（給与所得以外は355万円以下）である者のうち、次のいずれかを満たす者（学部生・大学院生・留学生）。また、国による高等教育の修学支援新制度を受けていない者は、その対象となるかをシミュレーションし、対象となる場合には必ず申請（急変事由発生から2か月以内の申請）することを要件とする。</p> <p>A.国や地方公共団体が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少があった者を支援対象として実施する公的支援の受給証明書の提出があること。</p> <p>B.事由発生後の主たる生計維持者（学資負担者の所得が昨年の所得と比較し1/2以下となっていること。</p>

※対象事由に該当する場合、大学HP「奨学金等経済支援について」の各項目を参照してください。